

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（正副座長案）

No.49 正副座長案

（諸報告）

第11条 議会は、市の重要事項について、市長等の報告を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長等から、市の事業、課題等について常任委員会で報告を求めることができる。

<補足>

◆ 逐条解説で、第1項は「市長報告」を第2項は「行政報告」を意味していることを解説する。

◆ 条文化する必要性について

◆ 第1項については、申合せ事項「委員会において「市長報告すべし」との問題提起があった場合の取扱いについて」（ハンドブックP52）で、委員長は議長に申入れ、議長はその申入れを議会運営委員会に諮問し、その取扱いを協議することとなっている。

◆ 第2項の行政報告の規定について

「～報告を求めることができる」とした場合の運用について

※ 行政報告は、執行部主体で行うもの。

現状では、議会から行政報告を求めることができる規定も運用もない。

ただし、正副委員長打合せで執行部に行政報告を打診し、執行部が判断し、必要なものは報告している。

条例に規定し、正式に議会から執行部に求めるものとする、市長報告と同様に、今後、各委員会で協議し、議長に申し入れ、議長は議会運営委員会に諮問し、そこで協議後、議長から執行部に行政報告を求めるなどの運用を定める必要がある。

◆ 第10条第4項「議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。」を、第11条（諸報告）に規定するか、取り扱いの違いなどについて

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	×	本会議では市長報告、常任委員会では行政報告があり、細部に至って所管で質疑できる現状からみると、この条文の明記は必要であるのか疑問。
日本共産党	○	

<p>公明党</p>	<p>○</p>	<p>提案条文にはおおむね賛成。 ただし第2項については、補足欄にもあるように、市長報告と同様、別途運用を定める必要がある。その場合の表現として、「各委員会の正副委員長で協議し、必要という見解が一致した場合には、委員長から執行部に行政報告を求めることとする」として、現状をそのままうたう形を提案する。(形式上、議長を通す表現が必要であれば、議長を加える。) 第10条第4項の扱いについては、こだわらない。</p>
<p>市議会民主党</p>	<p>×</p>	<p>【意見】 行政報告を求める規定がない以上、条文化は難しい。10条4項の規定のみで十分ではないでしょうか。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>○</p>	
<p>生活者ネット</p>	<p>○</p>	
<p>改革連合</p>	<p>○</p>	
<p>市民自治</p>	<p>○</p>	
<p>市民会議</p>	<p>○</p>	
<p>こがおも</p>	<p>○</p>	

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

No.50 1条のみで章を立てることについて

※ 第21条（他の条例等との関係）を第1章に移設するか検討。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（他の条例等との関係）

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会運営における規範的事項を定める。

2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

<補足>

- ◆ 第1条は、作業部会第1班の作業結果を基に、正副座長と第1班班長で調整した修正後の正副座長案。
- ◆ 第21条は、各会派集約用紙No.47において正副座長案としての持ち帰り事項。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	×	No. 47 でも述べたとおり、第21条の第2項を第2条として、第1条とあわせて第1章の総則とすることを提案する。
日本共産党	○	
公明党	○	第1章は、現案文の第1条と第21条を連続して記載する形（第1条は目的・第2条は他の条例との関係）が望ましい。
市議会民主党		【意見】 21条を1章に移設してはどうか。
みんなの党	○	

生活者ネット		1章に持ってくる 「定める」が続くので、やはり、「最高規範である。」と言いきりにした方がよい。
改革連合	△	基本理念や議会運営等の原則に関する基本的事項を定める・・・
市民自治	○	
市民会議	△	21条を1章に含めてはどうか？
こがおも	○	1条のみで構成。ただ、他会派の意見も聴き柔軟に対応します。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

No.51 (議会運営の原則)

第2条 議会の運営は、次に掲げる原則を基本とする。

- (1) 公開性、透明性、公正性をより一層確保し、市民に開かれ信頼される議会を目指す。
- (2) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案等に生かし、市政に反映させるよう努めるものとする。
- (3) 意見の違いをお互いに尊重し合い、全ての会派が、言論の府にふさわしい議会運営に努める。
- (4) 小金井市議会の委員会条例、会議規則及び先例又は申合せに基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行う。

※上記の条文は、平成26年8月5日時点のもの。

【説明】

アンダーラインの「先例又は申合せ」の部分について、意見をいただきます。

先例や申合せを、法・条例等で規定しているものは、ほとんど見られない。また、どういったものなのか明らかにできないものは条例で規定できない。

小金井市議会の場合、議会事務局の発行する市議会ハンドブックのなかで申合せ事項等が規定されている。しかし、先例については、事務局内に、過去の経緯のなかで記録が残っている程度であり、特に体系だった整合性のある内容ではない。

したがって、上記の条文で是とする場合は「○」を、否とする場合は「×」を記入して代替案をご提示いただくこととなります。そして、以下の一覧表にそれぞれ意見をご記入ください。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	×	アンダーラインの部分を削除する。
日本共産党	×	先例を削除し、「申し合わせ等」とする。
公明党	×	「会議規則及び先例又は申合せ」の部分は、「会議規則及び要綱等」へ変更。そして、既に合意を踏まえて整備されている「申合せ」については、今回の議会基本条例策定作業に続いて、早急に規則や要綱のなかに盛りこんで整備する作業をすべき。

市議会民主党	×	【意見】「会議規則及び先例又は申合せ」のアンダーライン部分を削除し、「会議規則に基づいて」でいいのではないか。
みんなの党		「先例又は申合せ」の表現は流山市に同様の記述があります。条例の規定に馴染まないのであれば(4)全体を削除。(1)～(3)の理念のみの条例も多い。
生活者ネット	○	
改革連合	△	申合せ等に基づいて・・・(先例又は、を削除)
市民自治	○	
市民会議	×	先例のみを削除
こがおも	×	「先例」を削除してはどうか。先例を参考にするケースはあるが、法的解釈であればそれに基づき、法的根拠のない先例はその時々で状況で判断が変わってきたのではないか。そういう意味では改めて条例に記載しなくても良いのではないか、と思います。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

No.52

(災害時の対応)

第4条 議会は、大規模災害が発生し、小金井市災害対策本部（小金井市災害対策本部条例（昭和38年条例第40号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するとともに、議会としての的確かつ迅速な対応を図るものとする。

〈参 考〉

【小平市】

※ 第5章「議会における審議と議会の機能強化」のなかで、他の条文とともに規定されている。

(災害時の議会等の対応)

第13条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長等と連携し、災害対策の対応に努めるものとする。

2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。

【ひたちなか市（茨城県）】

※ 第5章「市長等との関係」のなかで、他の条文とともに規定している。

(災害時の対応)

第19条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応については、別に定める。

【枚方市（大阪府）】

※ 第8章「危機管理体制の整備」のなかで単独（1条のみ）で規定している。

(危機管理体制の整備)

第33条 議会は、危機事案等緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	条例文に盛り込むことには賛成だが、市議会ハンドブック P. 74～76 に明記されている「小金井市議会災害時対応マニュアル」の範囲内で、この規定に沿った行動となるよう条文を整備することが適切と考える。
日本共産党	○	
公明党	○	案文にて了とする。
市議会民主党	○	【意見】 災害対応の条文の追加に賛成です。合わせて別途、「市議会災害対応マニュアル」の時代に合わせた見直しを提案します。
みんなの党	○	
生活者ネット	○	
改革連合	○	
市民自治	○	
市民会議	○	
こがおも	△	条文としては提案条文が良いと思いますが、2項を設けてはいかがでしょうか。→「2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応については、別に定める。」 そして「小金井市議会災害時対応マニュアル（18年度改定版）」を改訂しないとイケませんね。